

様式第3号 (第4条関係)

都教委指令第 171 号

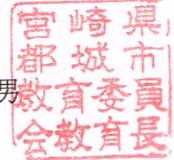
令和2年11月20日

特定非営利活動法人宮崎県民オンブズマン

理事長 福田 昇 様

都城市教育委員会

教育長 児玉 晴男



公文書部分公開決定通知書

令和2年11月17日付けで請求のあった公文書の公開について、都城市情報公開条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり部分公開することを決定しましたので通知します。

請求受付年月日	令和2年11月17日(火曜日)
公文書の件名又は内容	中郷中学校、庄内中学校及び高城中学校で発生した同一の教諭による生徒へのパワハラ行為に関する調査報告書
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧(原本、複写) <input checked="" type="checkbox"/> 写しの窓口交付 <input type="checkbox"/> 写しの郵送
公開の日時	年 月 日 午前・午後 時 分
公開の場所	<input type="checkbox"/> 都城市役所情報公開コーナー <input type="checkbox"/> その他()
公文書の一部を非公開とした部分	・特定の個人が特定される情報について ・中郷中学校からの報告書については文書が存在しないため
公文書の一部を非公開とした理由	都城市情報公開条例第11条第2号に該当
公開が可能となる期日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 未定
担当課	教育委員会 学校教育課(電話番号 0986-23-2161)

- (注) 1 公文書の公開を受ける際に、この通知書を持参してください。
2 指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課へ電話にてお知らせください。
3 公開が可能となる期日とは、部分的に非公開決定をした理由がなくなる期日を明示したもので、その時点で公文書の公開を希望する場合は、再度この日以後に請求してください。

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、都城市を被告として(訴訟において都城市を代表する者は、都城市長になります。)、処分の取消しの訴えをすることができます。ただし、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1/11